

第5回 練馬区地域公共交通会議

みどりバス 保谷ルートの新編案について

目次

- 区内バス交通の現況 P1
- 保谷ルートの新編（案） P3
- 新規運行経路について P6
- 新設停留所の候補地について P10
- 廃止となる路線について P11
- 乗り継ぎについて P12
- 運賃について P13
- 今後のスケジュール P16

区内バス交通の現況

練馬区の公共交通

- ・ 鉄道が東西方向に走り、鉄道各駅を南北方向につなぐように路線バス（約160系統）が運行
- ・ 公共交通が満足な水準ではない地域（公共交通空白地域）については、公共交通空白地域改善計画（平成29年3月改定）を策定し改善を図っている

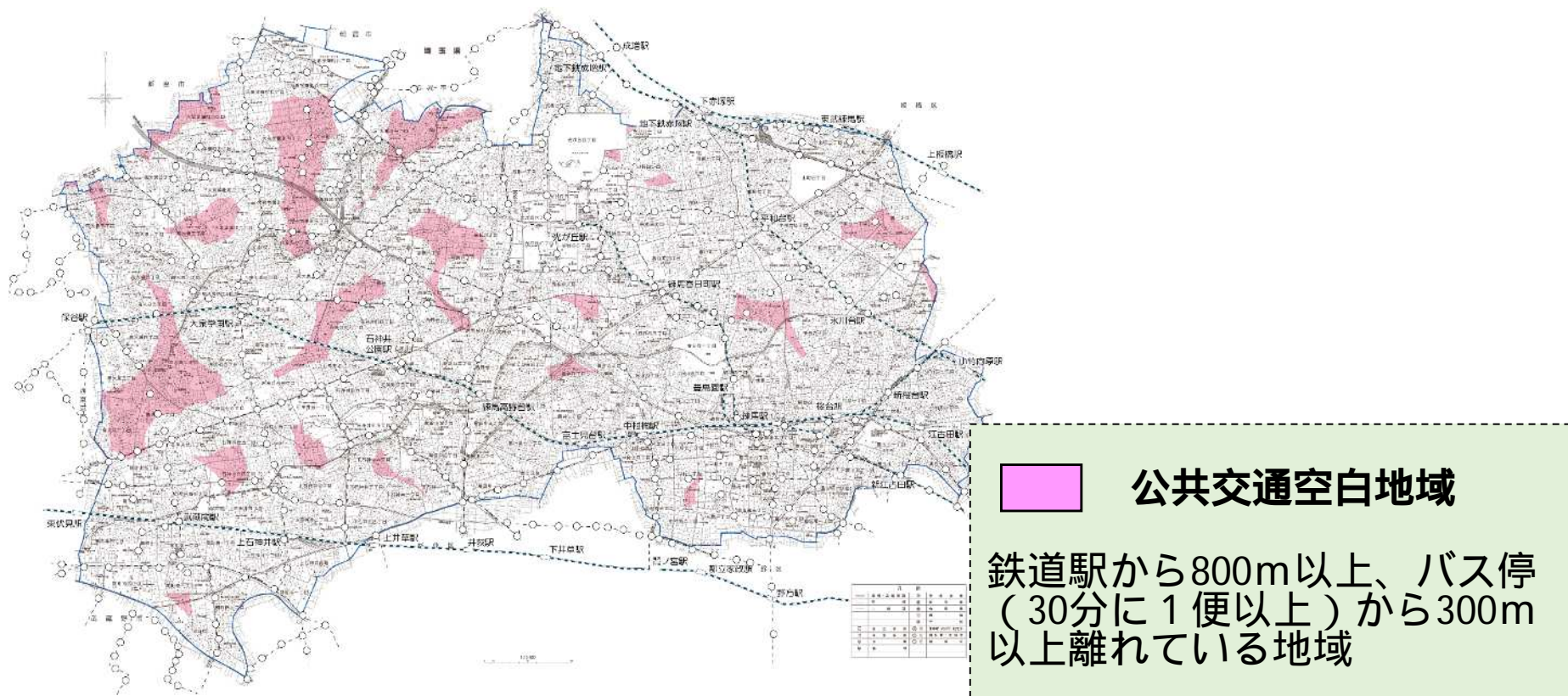


図1 公共交通空白地域図

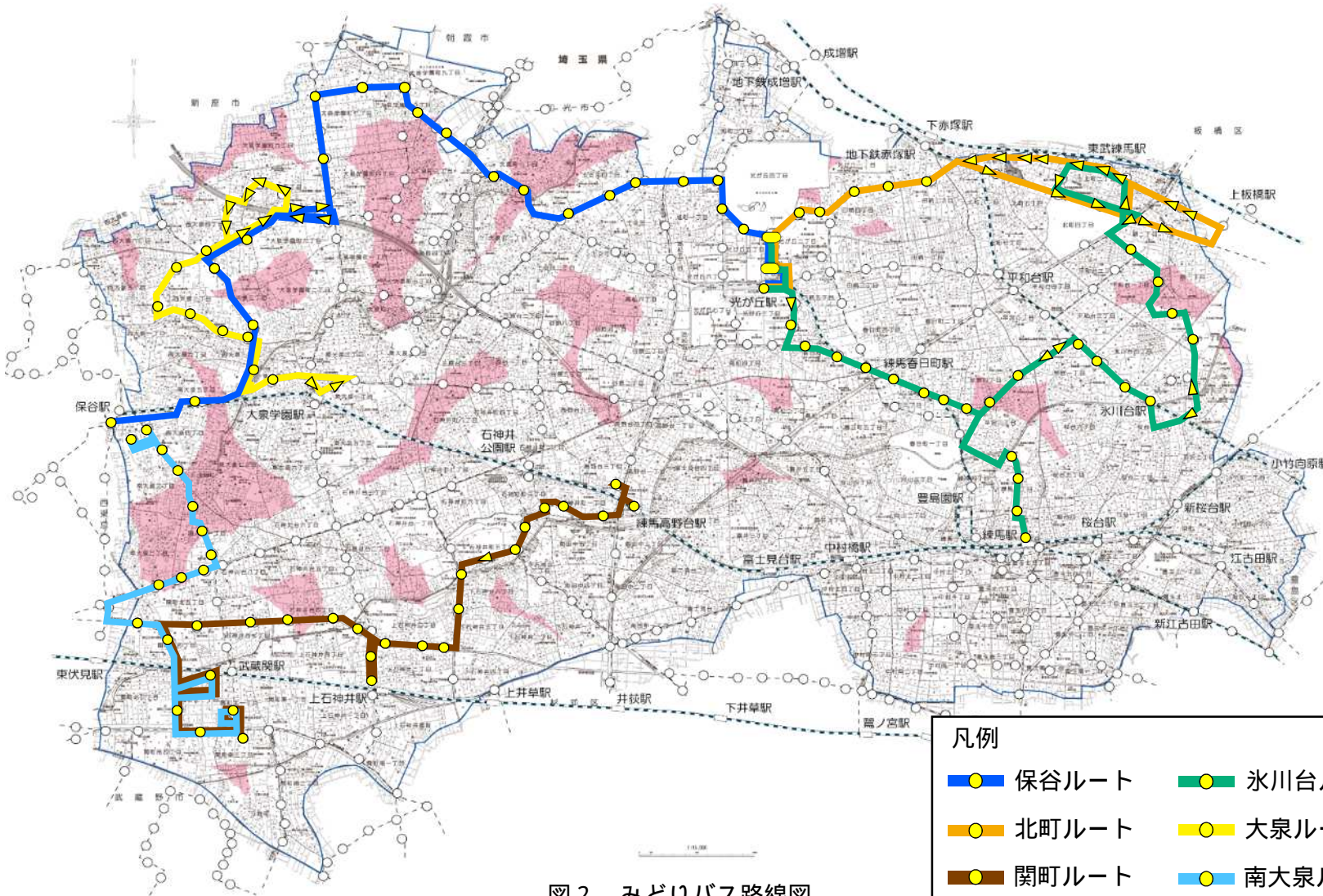
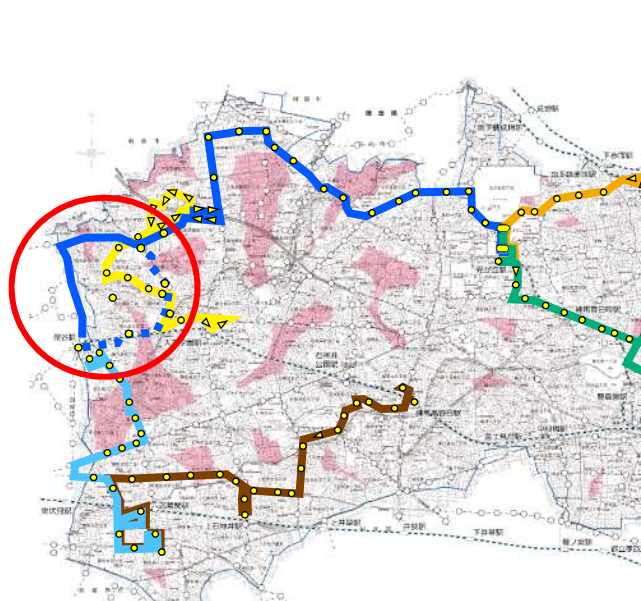


図2 みどりバス路線図

コミュニティバス（みどりバス）の役割

- ・ 既存路線バスを補完し、公共交通空白地域を改善
- ・ 公共公益施設への交通の利便性向上などに寄与
- ・ 区内6ルートを運行

保谷ルート再編（案）



【凡例】

	保谷ルート（再編後）
	保谷ルート（再編前）
	大泉ルート
	西東京市コミュニティバス
	公共交通空白地域



保谷ルート再編の目的

- ・ 定時性の確保
- ・ 公共交通空白地域（西大泉六丁目）の改善

保谷ルートへの再編方針

〈公共交通空白地域改善計画で位置付け〉

- ・ 主要区道67号線の整備に合わせて、
起点を「保谷駅南口」から踏切や混雑区間を回避
できる「保谷駅北口」に変更
- ・ ルート再編案は、
公共交通空白地域である「西大泉六丁目」経由を
検討

地域公共交通会議で協議が調っていることにより 手続きの弾力化・簡素化がされる

路線の新設（認可）

通常の処理期間：3か月 適用後の処理期間：**概ね1か月**

路線の廃止（届出）

通常の処理期間：6か月前まで 適用後の処理期間：**30日前まで**

運賃の設定（認可 **届出**）

通常の処理期間：3か月 適用後の処理期間：**30日前まで**

〈根拠法令等〉

- ・道路運送法、道路運送法施行規則
- ・地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（国自旅第315号） など

会議で合意が整った事項を記載した「協議が調っていることの証明書」を
発出し、申請する

運行に必要な道路幅員

(1) バス運行に必要な道路幅員の考え方 (双方向道路)

〈車両制限令より〉

歩道ありの道路

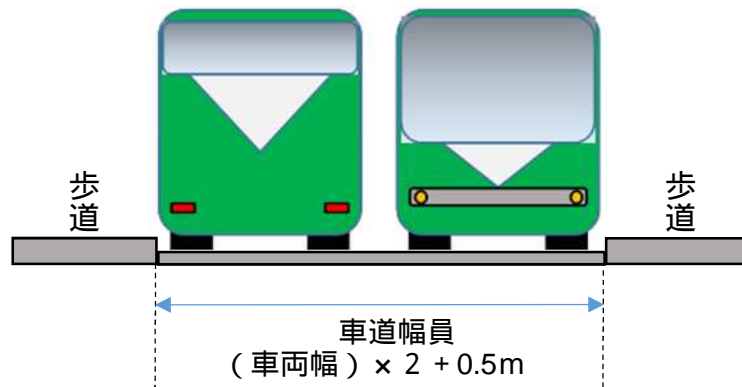
(必要な車道幅員) = (車両幅) × 2 + 0.5m (すれ違い余裕幅)

歩道なしの道路

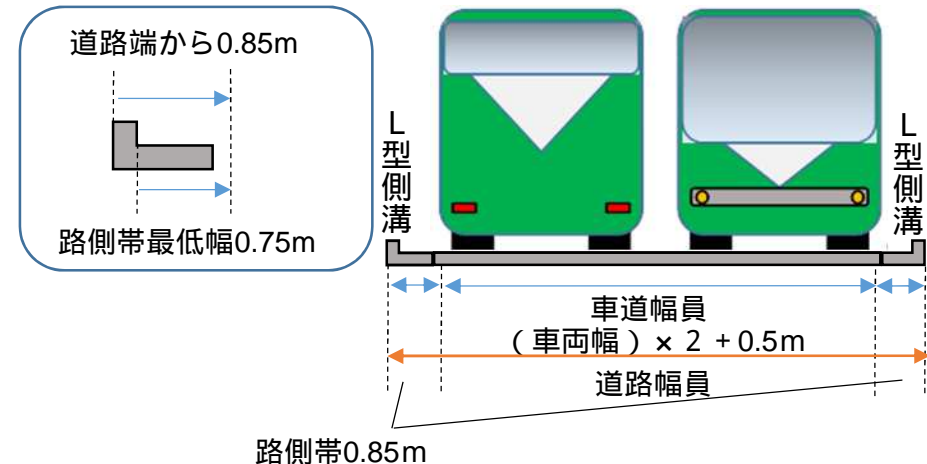
(必要な道路幅員) = (車両幅) × 2 + 0.5m (すれ違い余裕幅)
+ 0.75m以上 (路側帯) × 2

みどりバス保谷ルート (中型バス: 車両幅2.3m) では

の場合 必要車道幅員5.10m



の場合 必要道路幅員6.80m



(2)主要区道67号線の道路幅員

これまで

必要道路幅員6.80m（歩道なし）に対して、
道路幅員3.6～6.1m



写真1 主要区道67号線（整備前）

運行に必要な道路幅員を満たしていなかった

H19年度～R3年度 道路拡幅整備

車道幅員7.0m、歩道あり

運行に必要な車道幅員5.10m（歩道あり）を満たしている



写真2 主要区道67号線（整備後）

整備前：車道幅員3.6～6.1m、歩道なし

整備後：車道幅員7.0m、歩道2.5m×2

(3) 各区間の幅員

西東京市道（歩道あり）

車道幅員 9.0m、歩道3.5m × 2

必要車道幅員（歩道あり）

5.10 m

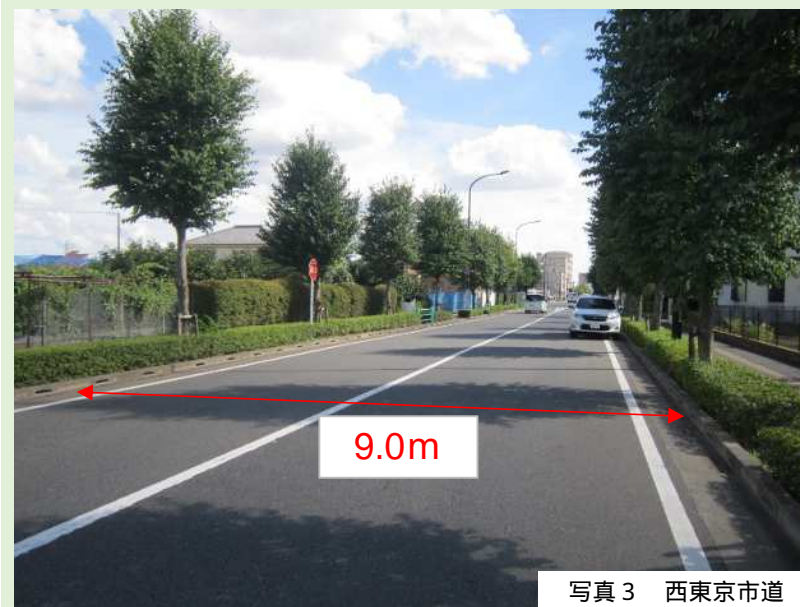


写真3 西東京市道



写真4 都道24号

都道24号線（歩道あり）

車道幅員6.5m、歩道2m × 2

必要車道幅員（歩道あり）

5.10 m

新設停留所の候補地について

新設停留所

保谷駅北口を含む計6か所

配置

設置間隔の基準は利便性を考慮し、概ね300m

保谷駅北口	← 450m →	候補地 1
候補地 1	← 500m →	候補地 2
候補地 2	← 450m →	候補地 3
候補地 3	← 350m →	候補地 4
候補地 4	← 350m →	候補地 5
候補地 5	← 550m →	大泉第三小学校

停留所が設置に制約を受ける場所

交差点道路端から5m以内

消火栓から5m以内 など

最終決定時期

主要区道67号線の整備完了後、公安委員会と行う現場実査で最終決定



廃止となる路線について



廃止路線

- ・ 保谷駅南口から四面塔稲荷前交差点までの区間を廃止
- ・ 廃止停留所 4 か所

【凡例】

- 保谷ルート（再編後）
- 保谷ルート（再編前）
- 廃止停留所
- 大泉ルート
- 西東京市コミュニティバス
- 公共交通空白地域

運賃について

練馬区と西東京市のバス運賃体系

練馬区

- ・ 均一制を採用

乗車距離に関わらず運賃を統一
(220円)

路線全体で運賃の上限を定めている

西東京市

- ・ 対キロ区間制を採用

乗車距離に応じて運賃が異なる
(初乗り180円)

各区間ごとに運賃の上限を定めている



練馬区と西東京市で運賃体系が異なる

ルート再編により西東京市内での乗降が発生する

保谷駅北口～候補地2の区間
は西東京市内

候補地2は、西東京市内
(光が丘駅方面行き)と練馬区
内(保谷駅方面行き)に設
置予定。

【西東京市内での乗降が発生
する区間】

- ・ 保谷駅北口発→候補地1着
- ・ 保谷駅北口発→候補地2着
- ・ 候補地1発→保谷駅北口着



西東京市内での乗降に関しては、練馬区と西東京市内のどちらの運賃体系に合わせるかについて協議が必要

【西東京市の運賃体系とした場合の懸念事項】

公共交通空白地域改善計画ではみどりバスの運賃について、公共交通利用の公平性の観点から全ルートで220円運賃としている。区計画のみどりバスの運賃に対する考え方に矛盾する。

保谷ルートは全長約10km、停留所27か所（再編後予定）であり、その内、西東京市内の延長は約0.9km、停留所3か所の僅かな区間である。この一部区間のみ運賃が異なるのは利用者の混乱とともに、事務処理の煩雑化を招く。



以上の理由から、西東京市内の乗降に関しても、

これまでみどりバスで適用してきた220円統一運賃を採用する

今後のスケジュール（予定）

	令和3年				令和4年春	
	7月		11月			
練馬区 地域公共交通会議	第5回 保谷ルート 再編案概要 説明 (本会議)		第6回 保谷ルート 再編案 協議・合意			認可申請 認可取得・再編
道路整備	← 主要区道67号線整備 →					
現場実査					現場実査 ・新規運行路線 ・バス停留所	
西東京市 地域公共交通会議			保谷ルート 再編案 協議・合意			